

日常点検、定期点検、簡単なメンテナンス

お車をご使用の方の安全と車を快適にご使用いた
だくために、道路運送車両法で1日1回の日常点
検と6か月、12か月毎の定期点検整備を行うこと
が義務づけられています。
安全快適にお乗りいただくために、必ず実施して
ください。

警告

点検整備の方法を正しく行わないことや、不
適当な整備、未修理は、転倒事故などを起こす
原因となり、死亡または重大な傷害に至る可
能性があります。

- 点検整備は、取扱説明書・メンテナンスノー
トに記載された点検方法・要領を守り、必ず
実施してください。
- 異状箇所は乗車前に修理してください。

各点検、メンテナンス等については、以下のページ
をご覧ください。

1 か月目点検について	48
交換部品について	48
日常点検	49
メンテナンス部品配置図	50
定期点検	52
6 か月点検項目	53
簡単なメンテナンス	54
エンジンオイル	55
冷却水	59
ド라이ブチェーン	62
ブレーキ	64
クラッチ	68
バッテリー	70
ヒューズ	73
タイヤ	76
エアクリーナ	78